

告 示

埼玉県教委告示第十号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

種類	名称及び員数	所在地	所有者
建造物	諏訪神社本殿 一棟	埼玉県熊谷市上新 田二百二十七番地	宗教法人 諏訪神社
絵画	絹本着色清拙正澄画像 一幅	埼玉県本庄市中央 二丁目八番二十六 号	宗教法人 開善寺
工芸品	金銅装説相箱及び戒体箱 四点	埼玉県入間郡越生 町大字越生七百四 番地	宗教法人 法恩寺
古文書	出浦家文書 七通	埼玉県秩父郡小鹿 野町両神薄三千五 百二十九番地	出浦信行